

「交通運賃割引制度」の精神障害者へも適用を求める
意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等に向けた基本理念を定めている。また、平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、共生社会への法整備は着実に前進している。しかしながら、精神障害は外から見えにくく、本人の生き辛さが理解され難いことから、就労等の社会生活が困難な状況にある。

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の全国調査は、家族の高齢化などにより本人を家族だけで支えることが限界に達しようとしていることを示しており、精神障害者の自立や社会参加の促進のためには、公共交通機関などの移動手段の確保が重要である。

鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、公共交通事業者の自主的な判断に基づき、障害者に対する割引制度が設けられており、国においても平成24年に「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」を見直し、身体障害者及び知的障害者に関する規定と同様に、精神障害者に対する割引についての規定を整備するなど、事業者に対して理解と協力を求めているが、いまだ精神障害者を対象としない事業者も多い。

こうした状況から、国においては、公共交通事業者に対し、精神障害者に対する公共交通運賃割引制度について、早急に身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とすることを働きかけるよう強く要望する。

令和元年6月28日

福生市議会議長

清水 義 朋

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長

様